

議案第 17 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）が施行されたことに伴い、同法に基づく事務に係る手数料を定め、その他所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第15」を「別表第16」に改める。

別表第15を別表第16とし、別表第14を別表第15とする。

別表第13の4の項中

「

昇降機を設置する場合(次欄に規定する場合を除く。)
確認済証の交付があった昇降機の計画(法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。)を変更して昇降機を設置する場合
小荷物専用昇降機を設置する場合(次欄に規定する場合を除く。)
確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画(法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。)を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合

」を

「

ア 昇降機を設置する場合(イに規定する場合を除く。)
イ 確認済証の交付があった昇降機の計画(法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。)を変更して昇降機を設置する場合
ウ 小荷物専用昇降機を設置する場合(エに規定する場合を除く。)
エ 確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画(法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。)を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合

」に、

同表備考6中「計画の通知」を「申出」に、「磁気ディスク等により申請又は」を「磁

気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。)により」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第14(第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係

項	事務		単位	金額		
1	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	ア 住宅(人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分に限る。以下この項及び5の項において同じ。)	登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この表において「技術的基準」という。)に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が150平方メートル以下のもの	1件	6,000円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以下のもの	1件	11,700円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以下のもの	1件	19,800円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が800平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件	31,800円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以下のもの	1件	53,600円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が4,000平方メートルを超え8,000平方メートル以下のもの	1件	94,600円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が8,000平方メートルを超え16,000平方メートル以下のもの	1件	151,000円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が16,000平方メートルを超え24,000平方メートル以下のもの	1件	191,500円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が24,000平方メートルを超えるもの	1件	201,900円	
		その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が150平方メートル以下のもの	1件	41,600円	

			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 150 平方メートルを超え 400 平方メートル以下のもの	1 件	83,700 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 400 平方メートルを超え 800 平方メートル以下のもの	1 件	117,700 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 800 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	161,800 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 4,000 平方メートル以下のもの	1 件	233,900 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 4,000 平方メートルを超え 8,000 平方メートル以下のもの	1 件	333,000 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 8,000 平方メートルを超え 16,000 平方メートル以下のもの	1 件	453,700 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 16,000 平方メートルを超え 24,000 平方メートル以下のもの	1 件	591,500 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 24,000 平方メートルを超えるもの	1 件	688,300 円
	イ 住宅以外の建築物又は建築物の部分（ウに規定するものを除く。）	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件	11,700 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	32,700 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	1 件	97,400 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	1 件	154,100 円

			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	1 件	194,500 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件	243,000 円	
		その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件	132,200 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	218,000 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	1 件	339,300 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	1 件	435,600 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	1 件	520,500 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件	606,300 円	
	ウ 住宅以外の建築物又は建築物の部分（建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件	11,700 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	32,700 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	1 件	97,400 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	1 件	154,100 円	

		置に関する評価を要するものに限る。)	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	1 件	194,500 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件	243,000 円
		その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件	291,600 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	464,700 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	1 件	661,300 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	1 件	811,000 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	1 件	955,800 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件	1,090,900 円
2	法第 54 条第 2 項 (法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による申出に対する審査	床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの	1 件	33,000 円 (構造計算適合性判定を行うものにあつては 36,300 円)	
		床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	1 件	44,000 円 (構造計算適合性判定を行うものにあつては 47,300 円)	

	床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	1 件	60,000 円 (構造計算適合性判定を行うものにあつては 63,300 円)
	床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	1 件	87,000 円 (構造計算適合性判定を行うものにあつては 90,300 円)
	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	116,000 円 (構造計算適合性判定を行うものにあつては 119,300 円)
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	1 件	275,000 円 (構造計算適合性判定を行うものにあつては 278,300 円)
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	1 件	470,000 円 (構造計算適合性判定を行うものにあつては 473,300 円)

			床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	1 件	730,000 円 (構造計算適合性判定を行うものにあつては 733,300 円)
3	法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画(法第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)に係るものに限る。)に対する審査	判定を行う床面積が 200 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	93,200 円
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件	123,000 円
		判定を行う床面積が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	105,200 円
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件	147,000 円
		判定を行う床面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	117,200 円
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件	171,000 円
		判定を行う床面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	129,200 円
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件	195,000 円
		判定を行う床面積が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	146,600 円
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件	233,000 円
		判定を行う床面積が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	184,800 円
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件	309,500 円
		判定を行う床面積が 50,000 平方メートルを超えるもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	312,500 円
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1 件	568,400 円

4	法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分を含む低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。)に対する審査			ア 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(イに規定する場合を除く。)	1 基	21,000 円
				イ 確認済証の交付があった昇降機の計画(法第 54 条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。)を変更して昇降機を設置する場合	1 基	13,000 円
				ウ 小荷物専用昇降機を設置する場合(エに規定する場合を除く。)	1 基	11,000 円
				エ 確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画(法第 54 条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。)を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	1 基	9,000 円
5	法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請に対する審査	ア 住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 150 平方メートル以下のもの	1 件	3,700 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 150 平方メートルを超え 400 平方メートル以下のもの	1 件	6,500 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 400 平方メートルを超え 800 平方メートル以下のもの	1 件	10,600 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 800 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	16,600 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 4,000 平方メートル以下のもの	1 件	27,500 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 4,000 平方メートルを超え 8,000 平方メートル以下のもの	1 件	47,900 円

			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 8,000 平方メートルを超え 16,000 平方メートル以下のもの	1 件	76,200 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 16,000 平方メートルを超え 24,000 平方メートル以下のもの	1 件	96,400 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 24,000 平方メートルを超えるもの	1 件	101,600 円
		その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 150 平方メートル以下のもの	1 件	21,500 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 150 平方メートルを超え 400 平方メートル以下のもの	1 件	42,500 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 400 平方メートルを超え 800 平方メートル以下のもの	1 件	59,500 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 800 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	81,600 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 4,000 平方メートル以下のもの	1 件	117,700 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 4,000 平方メートルを超え 8,000 平方メートル以下のもの	1 件	167,200 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 8,000 平方メートルを超え 16,000 平方メートル以下のもの	1 件	227,600 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 16,000 平方メートルを超え、24,000 平方メートル以下のもの	1 件	296,400 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 24,000 平方メートルを超えるもの	1 件	344,800 円

	イ 住宅以外の建築物又は建築物の部分（ウに規定するものを除く。）	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件	6,500 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	17,000 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	1 件	49,400 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	1 件	77,700 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	1 件	97,900 円	
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件	122,200 円	
			その他のもの	1 件	66,800 円	
		ウ 住宅以外の建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	109,600 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	1 件	170,300 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	1 件	218,500 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	1 件	260,900 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件	303,800 円
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件	6,500 円

	物又は建築物の部分（建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関する評価を要するものに限る。）	関等が技術的基準に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	17,000 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	1 件	49,400 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	1 件	77,700 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	1 件	97,900 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件	122,200 円
		その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件	146,500 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	1 件	233,000 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	1 件	331,300 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	1 件	406,100 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下のもの	1 件	478,500 円
			認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件	546,100 円
6	法第 54 条第 1 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認定を受けたことを証する書面の交付	1 通	2,000 円		

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

- (1) 床面積 建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号の床面積をいう。
- (2) 構造計算適合性判定 建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- (3) 大臣認定プログラム 建築基準法第 20 条第 2 号イに規定するプログラム又は同条第 3 号イに規定するプログラムをいう。

2 この表の 1 の項(同表の 5 の項において同じ。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定の申請に係る部分の床面積の合計 新築等(法第 53 条第 1 項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。)をしようとする建築物又は建築物の部分のうち、法第 53 条第 1 項の規定による認定の申請に係る部分の床面積の合計をいう。

- (2) 登録住宅性能評価機関等 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

ア 住宅のみの用途に供する建築物(共用部分を含む。)又は建築物の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。)又は登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この表において同じ。)

イ 前号の建築物以外の建築物の認定の場合 登録住宅性能評価機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関に限る。)又は登録建築物調査機関

3 この表の 2 の項において「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定(同条第 3 項の認定を含む。)に係る建築物にあつては、当該各号に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積)とする。

- (1) 建築物の建築(建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。以下この表において同じ。)をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。

ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に、建築基準法第6条第1項の確認済証又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付(以下この表において「確認済証の交付」という。)があった場合(法第54条第5項(法第55条第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。))により確認済証の交付があったものとみなされる場合を含む。)

イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)

(3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更(以下この号において「当該修繕等」という。)に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積とする。

(4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成15年条例第34号)別表附表1の備考1第4号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)に0.5を乗じて得た面積

4 この表の3の項において「判定を行う床面積」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積をいう。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合につ

いては、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

- 5 この表の3の項に定める金額は、構造計算適合性判定が行われる1の建築物ごと(建築基準法第86条の7第2項に規定する独立部分にあつては、当該独立部分ごと)の額とする。
- 6 この表は、書類又は図書のみにより申請又は申出を行う場合に適用するものとし、同表の2の項及び4の項について、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。)により申出を行う場合においては、それぞれに定める額から2,000円を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。